

森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書

我が国の温室効果ガスの排出削減や、自然災害の防止等を図るため、森林整備等に必要となる地方財政を安定的に確保する観点から、平成31年3月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が成立し、平成31年4月より森林経営管理制度の開始とともに、令和元年度から森林環境譲与税の譲与が開始された。

その用途については、市町村が主体となった手入れ不足の私有林人工林の間伐などの意向調査や森林整備、人材育成や担い手の確保、木材利用の推進や普及啓発等に関する費用に充てることとされ、事業が本格化してきていることから森林環境譲与税の必要性が増している。

しかし、森林環境譲与税は総額の50%を私有林人工林面積、30%を人口割合、20%を林業就業者数に応じて配分されることから、森林面積が少ないにもかかわらず、人口が集中する都市に対する配分額が多くなっているなどの問題が指摘されている。

そのため、早急な森林整備を必要とする地方公共団体への適正な配分が行われず、防災上の観点からも、森林整備を促進する財源とされた趣旨を損なうことが懸念される。

森林整備を進めることは、国産材の木材供給力を高め、その結果として地場産業の発展にも寄与するところである。

よって、国においては、森林環境譲与税の創設経緯や目的に鑑み、森林整備をより効果的に推進するため必要とする山間部の自治体に対して、より多くの配分がなされるよう譲与基準の見直しを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和5年6月29日

岐阜県恵那市議会

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、
財務大臣、農林水産大臣